

令和7年度

地域づくり関係 助成事業

令和7年2月

鳥取県 協働参画課

令和7年度 地域づくり関係助成事業

<目次>

1 令和7年度地域づくり関係助成事業概要一覧	1
2 協働参画課	
（1）ミラ・クル・とっとり運動推進補助金.....	8
（2）鳥取県公民連携推進事業補助金.....	12
（3）【ギフ鳥】持続可能な地域づくり団体支援寄附金.....	14
3 人口減少社会対策課	
（1）とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金.....	16
4 まちづくり課	
（1）花と緑のまちづくり支援事業補助金、鳥取県みどりの伝道師派遣事業.....	18
（2）新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金.....	20
5 文化政策課	
（1）鳥取県文化芸術活動支援補助金.....	21
（2）文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金.....	23
6 脱炭素社会推進課	
（1）地域資源活用エネルギー導入推進事業補助金.....	25
7 循環型社会推進課	
（1）とっとりプラごみゼロチャレンジ事業補助金.....	26
8 森林づくり推進課	
（1）豊かな森づくり協働税関連事業補助金.....	27
9 とっとり県民活動活性化センター	
（1）民間の資源を活用した「寄付助成・寄贈・ボランティア等」による活動団体の支援事業.....	30

令和7年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和7年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
協働企画課	若者トライ型	10歳から25歳までの年齢3名以上の若者が中核となつて構成する団体による新規、試行的な事業、従前の取組を拡充する事業	15万円 (クラウドファンディングを活用する場合は19万円)	10/10	【1次】令和7年3月6日～4月3日(予定) 【2次】令和7年5月23日～6月19日(予定) 【3次】令和7年8月25日～9月18日(予定) ※2次募集、3次募集については、採択状況により募集しない場合有	【地方機関】※管轄エリア、連絡先は7頁を御覧ください 東部地域振興事務所 東部振興課 東部地域振興事務所 八頭振興課 中部総合事務所 県民福祉局 中部振興課 西部総合事務所 県民福祉局 西部振興課 西部総合事務所 日野振興センター 【本庁】 協働企画課 電話:0857-26-7248 電子メール:kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp
		新規、試行的な事業、従前の取組を拡充する事業	10万円	10/10	【1次】令和7年3月6日～4月3日(予定) 【2次】令和7年5月23日～6月19日(予定) 【3次】令和7年8月25日～9月18日(予定) ※2次募集、3次募集については、採択状況により募集しない場合有	
	スタートアップ型	スタート支援を受けた取組に工夫を加えて成長させる事業(ソフト事業に必要なハード整備を含む)	30万円	3/4		
	スタートアップ型	スタートアップ支援				
鳥取県公民連携推進事業補助金	計画策定補助(1年目)	事業実施主体と県との協働により県課題解決のための計画を策定する取組	30万円	10/10	令和7年3月10日～5月30日(予定)	協働企画課 電話:0857-26-7248 電子メール:kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp
	事業実施補助(2年目)	「計画策定補助」で策定した計画に沿って行う実施主体と県との協働による県課題解決のための取組	200万円	3/4	計画策定後～令和8年2月末(予定)	
人口減少社会対策課	【ギフ鳥】持続可能な地域づくり団体支援寄附金 ※ふるさと納税を活用した寄附	地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非常利活動促進法に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業	なし	寄付額の80% (企業版ふるさと納税は全額)	随時募集中	人口減少社会対策課 電話:0857-26-7648/777カウミ/0857-26-8742/電子メール:jinkoutaisaku@pref.tottori.lg.jp
	とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金	県内外の若者等に、一定期間本県内の地域に滞在してもらい、就労しながら地域住民との交流や学びの場を一体的に提供する事業	【県外者】参加者1名につき116,000円 【県内者】参加者1名につき33,000円 (滞在費、県内移動費等)	10/10	受入事業者募集:令和7年4月1日～5月末 参加者募集:令和7年4月15日～令和8年3月10日(予算が無くなり次第終了)	

令和7年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和7年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
中山間・地域振興課	安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金	<p>地域・集落の「生活機能の維持・確保」、「地域・集落基盤(拠点)の創設・強化」等の新たな取組(ハード・ソフト)に対して支援</p> <p>市町村間接補助金 補助率：市町村負担額の1/2</p> <p>事業内容等： ①生活機能の維持・確保(ソフト) 補助上限：5,000千円/拠点 ・コミュニティ・仕組みづくり ・ビジョン・計画づくり ・先進地視察、専門家招聘 ・地域ビジョンの実証・実践 等 ②地域・集落基盤(拠点)の創設・強化(ハード・加算) 補助上限：10,000千円/拠点 ・上記①の関連拠点(施設)の改修等</p>	ソフト 5,000千円	市町村負担額の1/2	令和7年4月1日 ～ 随時	<p>【地方機関】※管轄エリア、連絡先は7頁を御覧ください</p> <p>東部地域振興事務所 東部振興課 東部地域振興事務所 八頭振興課 中部総合事務所 県民福祉局 中部振興課 西部総合事務所 県民福祉局 西部振興課 西部総合事務所 日野振興センター 【本庁】 中山間・地域振興課 電話：0857-26-7986 ファクス：0857-26-8107 電子メール：chusan-chiki@pref.tottori.lg.jp</p>
	買物環境確保推進交付金	市町村が策定する買物環境確保計画に基づき実施する取組に要する経費	1市町村につき 20,000千円。 (店舗の整備に係る加算あり。)	市町村負担額の1/2または2/3	令和7年4月1日 ～ 随時	
広域移動販売支援事業費補助金	移動販売車等導入支援	暮らしに必要な食料・日用品などを供給する移動販売に係る経費(車両の購入又はリースに要する経費、修繕経費など)	1台当たり5,000千円 ただし、更新は1台当たり3,000千円	1/2	令和7年4月1日 ～ 随時	
	移動販売車運営費助成	移動販売車の運営に要する経費(燃料費、車検費用、修理費、備品購入費)	1台当たり1,000千円 ただし、事業開始後2年目は700千円、3年目以降は400千円とする。 (県守り活動を行う場合は1,000千円)	1/2	令和7年4月1日 ～ 随時	

令和7年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。
 ※担当課及び問合せ先は、令和7年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ	
中山間・地域振興課	空き家利活用団体支援事業補助金	行政と連携して空き家利活用に取り組み地域のまちづくり団体等が行う、空き家の清掃・残置物撤去、軽微な補修、老朽化の抑制等に要する経費	20万円／団体	市町村負担額の2/3	令和7年4月1日 ～随時	【地方機関】※管轄エリア、連絡先は7頁を御覧ください 東部地域振興事務所 東部振興課 中部地域振興事務所 八頭振興課 中部総合事務所 県民福祉局 中部振興課 西部総合事務所 県民福祉局 西部振興課 西部総合事務所 日野振興センター 【本庁】 中山間・地域振興課 電話：0857-26-7364 ファクシミリ：0857-26-8107 電子メール：chusan-chiki@pref.tottori.lg.jp	
		行政と連携して空き家利活用に取り組み地域のまちづくり団体等がサブリース事業に取り組み場合に要する空き家の改修経費	100万円／戸 (住宅以外に転用する場合)	県1/2 市町村1/4			
	空き家等改修支援事業	空き家の利活用に必要となる改修経費等の一部を支援	100万円／戸 (住宅以外に転用する場合)	県1/3 市町村1/6			
		地域の活性化等に資する古民家空き家の改修を支援 (※昭和初期以前に建築され、建築的な価値が認められる古民家に限る)	200万円／戸	県1/2 市町村1/4			
	空き家利活用流通促進事業補助金	既存住宅建物状況調査(インスペクション)に要する費用の一部を支援	5万円	県1/2			
		空き家所有者が行う残置物撤去に要する経費の一部を支援	20万円	県1/2 市町村1/4			
	地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金	中間管理住宅整備支援事業	市町村が移住者等に対する空き家の転貸(サブリース)事業に取り組み場合の空き家の改修経費の一部を支援	100万円／戸 (住宅以外に転用する場合)			国1/2 県1/4
		まちづくり団体等が行う地域に相付いた空き家利活用の取組、空き家利活用の機運醸成を図るための取組	40万円	市町村負担額の2/3			
	空き家の魅力普及促進事業補助金	空き家の魅力普及に係る情報発信支援事業	空き家利活用に取り組み団体等が行う取組(講演会、ワークショップ、物件紹介等)の動画配信等に要する費用の一部を支援	20万円			県1/2
		高齢者世帯のみが住まう居宅の将来の空き家化を抑制するため、若者世代等が居宅を住み継ぐ際に必要となる改修費の一部を支援	100万円	市町村負担額の1/2			

令和7年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。
 ※担当課及び問合せ先は、令和7年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
まちづくり課	花と緑のまちづくり支援事業補助金	緑化推進事業	50千円/件	市町村負担額の1/2	令和7年4月1日から随時 ※事業開始の20日前までに申請を行うこと ※4月1日から開始するものは4月10日までに申請を行うこと	まちづくり課 電話0857-26-7981 ファクシミリ0857-26-8113 電子メールmachizukuri@pref.tottori.lg.jp
		芝生化事業	1,600千円/件	市町村負担額の1/2		
	鳥取県みどりの伝道師派遣事業		受講者1人当たり千円(総額3万円)まで、植物の種類・苗、必要な資材などを提供	-	令和7年4月1日から随時 ※派遣希望日の1か月前までに申請を行うこと	
			地区の花壇のお手入れや樹木の管理の講習会などで、鳥取県内で行う参加者10名以上の活動(1活動団体につき、1年度あたり2回まで)			
新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金		通りの装飾の統一感の向上や、路上空間を活用した滞在環境づくり等に要する経費の一部を支援	50万円	市町村負担額の1/2	令和7年4月1日～随時 ※審査会で採択	まちづくり課 電話0857-26-7234 ファクシミリ0857-26-8113 電子メールmachizukuri@pref.tottori.lg.jp
		市町村が実施する新たな滞在風景づくりに資する実証実験等に要する経費の一部を支援	100万円	市町村負担額の1/2	令和7年4月1日～随時	

令和7年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和7年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ	
文化政策課	優れた文化芸術活動支援事業	県内外(国内に限る)で行われる県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・公演、ワークショップ等	30万円 (特認:100万円)	1/2	【1次】 令和7年3月3日 ～4月2日 【2次】 令和7年8月1日 ～8月29日 ※1次募集の採択状況 によって募集しない場 合有	文化政策課 電話:0857-26-7843、7134 ファクシミリ:0857-26-8108 電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp	
		本県ゆかりの文化芸術分野の先人の魅力や業績を再発掘し、地域の文化資源として活用するための事業の開催、発行物等作成・資料整理等	30万円 (複数人の顕彰を行う事業:50万円)	1/2			
	鳥取県文化芸術活動支援補助金	全国的に大きな功績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人の魅力や業績を発信する事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの	50万円	1/2	令和7年4月1日 ～令和8年1月31日	文化政策課 電話:0857-26-7843、7134 ファクシミリ:0857-26-8108 電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp	
		県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例的な作品展示・舞台公演、ワークショップ等に係る周年事業	10万円	1/2			
脱炭素社会推進課	映像作品活用支援事業	県内で実施する映画・アニメーション等本県ゆかりの映像作品を上映する事業、講演会等	10万円	1/2	令和7年4月1日 ～令和8年1月31日	脱炭素社会推進課 電話:0857-26-7879、7895 ファクシミリ:0857-26-8194 電子メール:datsutanso@pref.tottori.lg.jp	
		文化芸術イベントの中で実施される託印、手話・要約筆記、点字訳資料作成等の環境整備事業	10万円 (1申請者につき1年間)	10/10			
	トトリボーン!環境活動支援補助金 ※旧事業名:鳥取県環境保全活動支援補助金	県内の法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)が行う環境の保全及び快適な環境の創造に資する模範的で自主的な環境実践・教育活動	10万円	10/10	令和7年4月～令和8年2月末まで随時受付	脱炭素社会推進課 電話:0857-26-7879、7895 ファクシミリ:0857-26-8194 電子メール:datsutanso@pref.tottori.lg.jp	
	地域資源活用エネルギー導入推進事業補助金(体制づくり・啓発支援)	地域住民や地元企業等が連携し、地域と調和して行う小水力発電や木質バイオマス等の地産地消型のエネルギー推進のために行う人材の発掘・育成や協議会等の体制づくり、普及啓発等の取組	30万円	10/10	令和7年4月～令和8年1月末まで随時受付		
循環型社会推進課	エコテイクアウト推進事業	テイクアウト用の容器について、プラスチック製容器から、環境配慮容器への切り替えに係る購入費用	5万円 ※県内複数店舗経営者ほ10万円	1/2 ※1回限り	令和7年4月1日 ～令和8年1月31日	循環型社会推進課 電話:0857-26-7198／ファクシミリ:0857-26-7563／電子メール:junkanshakai@pref.tottori.lg.jp	
		イベント等でのリユース容器等活用支援事業	10万円	10/10 ※3回まで			
	とっとりプラごみゼロチャレンジ事業補助金	プラごみゼロ実践活動支援事業	プラスチックごみ削減の活動にあたり必要と認められる費用	25万円	1/2	令和7年4月1日 ～令和8年1月31日	循環型社会推進課 電話:0857-26-7198／ファクシミリ:0857-26-7563／電子メール:junkanshakai@pref.tottori.lg.jp
		河川・海岸における清掃活動、プロポング事業、プラスチック・ファッション事業実施支援事業	団体等が河川、海岸、湖沼における清掃活動を行う際の用具の購入費用等 ・プロポング事業実施に必要と認められる経費 ・プラスチック・ファッション事業実施に必要と認められる経費	25万円	10/10		

令和7年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和7年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
森林づくり推進課	豊かな森づくり協働税関連事業補助金	とっとり県民参加の森づくり推進事業	100万円	10/10	【1次】令和7年1月30日～2月28日 【2次】令和7年6月2日締切予定 【3次】令和7年9月1日締切予定	森林づくり推進課 電話0857-26-7335 FAX0857-26-8192 電子メール: moridukuri@pref.tottori.lg.jp
		森林環境教育支援事業	10万円	10/10	令和7年4月1日～随時	
食パラダイス推進課	「食パラダイス鳥取県づくり」支援交付金	食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、特産品や名物料理をPRする取組	1,500千円	1/2	【1次】令和7年3月下旬～4月(予定) ※2次以降は1次募集の採択状況により決定する	食パラダイス推進課 0857-26-7835 0857-21-0609 shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp
男女共同参画センター	よりん彩活動支援事業補助金	公開講座	10万円	10/10	令和7年4月1日～随時 ※申請は、補助金ごとの開催予定の1～3箇月前まで	鳥取県男女共同参画センター 電話0858-23-3901 FAX0858-23-3889 電子メール: yorinsai@pref.tottori.lg.jp
		研修支援講座	2万5千円	10/10		
		若者企画講座	5万円	10/10		
		環境支援事業	2万5千円	1/2		
		調査研究等事業	15万円	10/10		
		【新規】家事・育児参画講座	2万5千円	10/10		

令和7年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。
 ※担当課及び問合せ先は、令和7年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
とっとり県民活動活性化センター	控除対象NPO法人指定支援補助金	鳥取県のNPO法人の条例個別指定制度に基づく指定を受けようとするNPO法人が司法書士等へ相談する際の経費	15万円	10/10	随時募集(予定)	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 電話:0858-24-6460 FAX:0858-24-6470 電子メール:info@tottori-katsu.net
	中国ろうきんNPO寄付システム	用途の制限なし	5万円	10/10	令和7年12月～令和8年1月(予定)	
	あいおいニッセイ同和損保助成プログラム	用途の制限なし	5万円	10/10	令和7年12月～令和8年1月(予定)	
	とりぎん青い鳥基金	持続可能な地域づくりにつながる活動SDGsの17の分野の中で「4. 質の高い教育をみんなに」「11. 住み続けられるまちづくりを」に該当する活動	上限50万円	10/10	【上期】令和7年4月1日～7月31日 【下期】令和7年10月～令和8年1月31日	
	寄付つき商品開発・普及事業「とっとり世界子どもの日寄付キャンペーン」	用途の制限なし	期間中に集まった寄付金額	10/10	令和7年11月～12月(予定)	

※【地方機関連絡先】

- 東部地区(鳥取市、岩美町)
 東部地域振興事務所 東部振興課
 電話: 0857-20-3528、3527 / 電子メール: toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
- 東部地区(若桜町、智頭町、八頭町)
 東部地域振興事務所 八頭振興課
 電話: 0858-72-3880 / 電子メール: toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
- 中部地区(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)
 中部総合事務所県民福祉局 中部振興課
 電話: 0858-23-3177、3298 / 電子メール: chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 西部地区(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町)
 西部総合事務所県民福祉局 西部振興課
 電話: 0859-31-9606 / 電子メール: seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 日野地区(日南町、日野町、江府町)
 西部総合事務所日野振興センター 地域振興課
 電話: 0859-72-2080 / 電子メール: hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

若者よ地域に
羽ばたけ

令和7年度 ミラ・クル・とっとり運動推進補助金

若者トライ型

あなたの地域づくりのアイデアに**最大15万円**を支援！
クラウドファンディングも活用するアイデアには
さらに追加で**クラファン手数料（最大4万円）**も支援！
若者ならではのユニークな企画待ってます！

1次募集

募集期間 令和7年
3月6日（木）～4月3日（木）

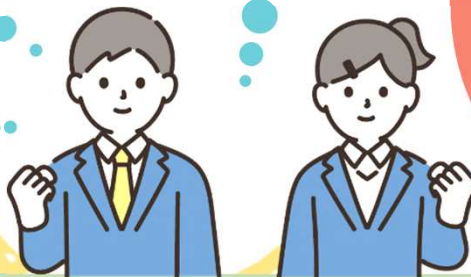
補助対象期間 交付決定日（令和7年5月下旬頃）
～令和8年3月10日

申請書は募集期間最終日の
午後5時必着です

地域を盛り上げるために
やってみたいことがある！

想いを実現したい！

仲間と一緒に活動をした
いけど支援がほしいなあ



最大で
19万円
申請した金額の
100%
を補助します！

窓口・問合せ先

悩むより近くの窓口へLet'go！

鳥取市、岩美郡での活動に関すること

○東部地域振興事務所東部振興課 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3528

八頭郡での活動に関すること

○東部地域振興事務所八頭振興課 八頭郡八頭町郡家100 電話 0858-72-3880

倉吉市、東伯郡での活動に関すること

○中部総合事務所中部振興課 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3177

米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること

○西部総合事務所西部振興課 米子市鞆町一丁目160 電話 0859-31-9606

日野郡での活動に関すること

○日野振興センター日野振興課 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2080

補助金の制度などに関すること

○鳥取県協働参画課 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7248

電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

詳細はHPより

ミラ・クル 補助金



新しい活力を創造し、より充実させるために、とっとりのミライをつくる
若者（申請書を提出する年度の末日までに10歳～25歳の年齢となる方）

3名以上の団体による地域づくり活動を支援する補助金の交付を希望する団体を募集します！

★ 対象事業について

<対象となる活動>

- 地域の活性化を目指して行う次のような事業
- 地域資源を生かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内・地域間交流・人材育成を促進する事業

<対象とならない活動>

- 学校の授業での活動
(課外活動、クラブ活動、個人の活動は対象)
- ※学校と地域の企業や団体が協働して行う活動はOK!
- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベントなど
- 県外のみで実施する事業
- 営利を目的とする活動等

★ 応募および審査について

補助金の交付を希望する場合は、まず、**申請書(その他提出書類(以下「申請書等」という))**に**必要事項**を記載して、各総合事務所等最寄りの窓口にご提出ください。

※申請書等は募集期間最終日の午後5時まで**に必着**。

<補助金交付までの流れ>

提出書類の書き方も窓口で
相談してね ☺

【提出書類】

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体規約
- (5) 構成員名簿
- (6) 事業計画を立案した際の
会議の記録
- (7) 事業スケジュール
- (8) (申請者が未成年の場合のみ) 申請者の法定
代理人による同意書



- ①事業計画を話し合っ
て申請書を作る
- ②申請書を持って最寄
りの窓口で提出
- ③申請書に基づき、審
査委員による審査
- ④採用されたら補助金
交付

企画の段階で計画が完璧
に固まっていなくても大
丈夫！申請に向けて一緒
に考えます！

いい活動にしようね！

★ 応募書類の入手方法

申請書等県の規定様式については、協働参画課のホームページからダウンロードできま
す。インターネットを利用できない方は、協働参画課又は各総合事務所等最寄りの窓口にご
相談ください。

さあ、君はどんなチャレンジする？

スタートアップ型

県内で地域をよりよくするために取り組む様々な地域づくり活動を支援します！

1次募集

募集
期間

令和7年
3月6日(木)～4月3日(木)

補助対象
期間

交付決定日(令和7年5月下旬頃)
～令和8年3月31日

申請書は募集期間最終日の
午後5時必着です

スタート支援

対象事業:地域活性化のための新たな取組、これまでの取組を拡充する取組や試行的な取組。

補助上限:10万円

補助率:10/10



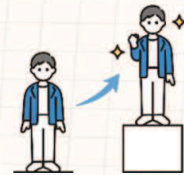
最大 10 万円

ステップアップ支援

対象事業:過去にスタートアップ型補助金を受けて実施した取組で、今後の中長期的な活動を視野に入れて行うもの。

補助上限:30万円

補助率:3/4



最大 30 万円

※同一年度内に一団体が補助金を受けられる事業の件数は1件です。
また、同一の者が同種の事業を実施するために受けることができる補助の回数は、各申請区分とも1回限りです。

窓口・問合せ先

- 鳥取市、岩美郡での活動に関すること
 - 東部地域振興事務所 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3528
- 八頭郡での活動に関すること
 - 東部地域振興事務所八頭振興課 八頭郡八頭町郡家100 電話 0858-72-3880
- 倉吉市、東伯郡での活動に関すること
 - 中部総合事務所中部振興課 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3177
- 米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること
 - 西部総合事務所西部振興課 米子市糺町一丁目160 電話 0859-31-9606
- 日野郡での活動に関すること
 - 日野振興センター地域振興課 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2080
- 補助金の制度などに関すること
 - 鳥取県協働参画課 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7248 電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

詳細はHPより

ミラ・クル 補助金



ミラ・クル・とっとり運動推進補助金「スタートアップ型」

対象となる事業・対象とならない事業

【対象となる事業】

地域活性化のための次のような事業

- 地域資源を生かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業

【対象とならない事業】

- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等
- 県外のみで実施する事業
- 団体の構成員若しくは個人又は団体が営む事業の利用者の負担等を軽減するなど、主に特定の者に経済的な利益が生ずることとなる事業 等

海水浴場の閉鎖で失われた活気を復活させようと、海岸で子どもも安心・安全に楽しめるイベントを開催する。



活用事例

スタート支援とステップアップ支援を活用して、駅周辺や廃校舎でのイベントや定期的に軽トラ朝市などを開催し、地域間・世代間交流、賑わいづくりを行う。



対象団体等の要件

- ア. 地域づくりに意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有すること（法人格は問わない）
※営利を目的とする個人・団体の場合、その業として行う活動以外のものであって、地域活性化に資する社会貢献活動を補助の対象とする。
- イ. 以下の項目に該当しない個人又は団体
- 県の他の補助金、交付金等（間接補助を含む）を今回申請する事業のために受け入れている、又は受け入れる予定である
 - 国、他の地方公共団体又は団体等から補助金、交付金、助成金等を今回申請する事業のために本補助金の額を越えて受け入れている、又は受け入れる予定である
 - 政治、宗教、特定の思想普及又は選挙活動に関わる活動を行っている
 - 暴力団又は暴力団員等の統制下にある
 - （団体の場合）団体としての実体のないもの
- ウ. その他
- 本補助金は、多様な主体による、また、より多くの方々による地域活性化の取組を支援するものですので、以下の要件についてご理解ください。
- 過去に令和新時代創造県民運動補助金「令和新時代創造県民運動推進型」「交流サロン活動等支援型」、トトリズム推進補助金「トトリズム推進型」「交流サロン活動等支援型」及び鳥取力創造 運動支援補助金「発展型」の区分による補助を受け事業を実施した者は、同種の事業を実施するために「スタートアップ型」の区分による補助を受けることはできません。
 - 過去に本補助金、令和新時代創造県民運動推進補助金、トトリズム推進補助金及び鳥取力創造運動支援補助金（以下「本補助金等」という）による補助を受けた事業と同様の内容（実質的に同じ）と判断される事業を実施する場合は、過去に本補助金等を受けていない個人又は団体であっても本補助金を交付しないものとします。

「地域づくりの主人公」はあなたです！
ご相談・ご応募お待ちしております！

募集要項等詳しくは

ミラ・クル 補助金

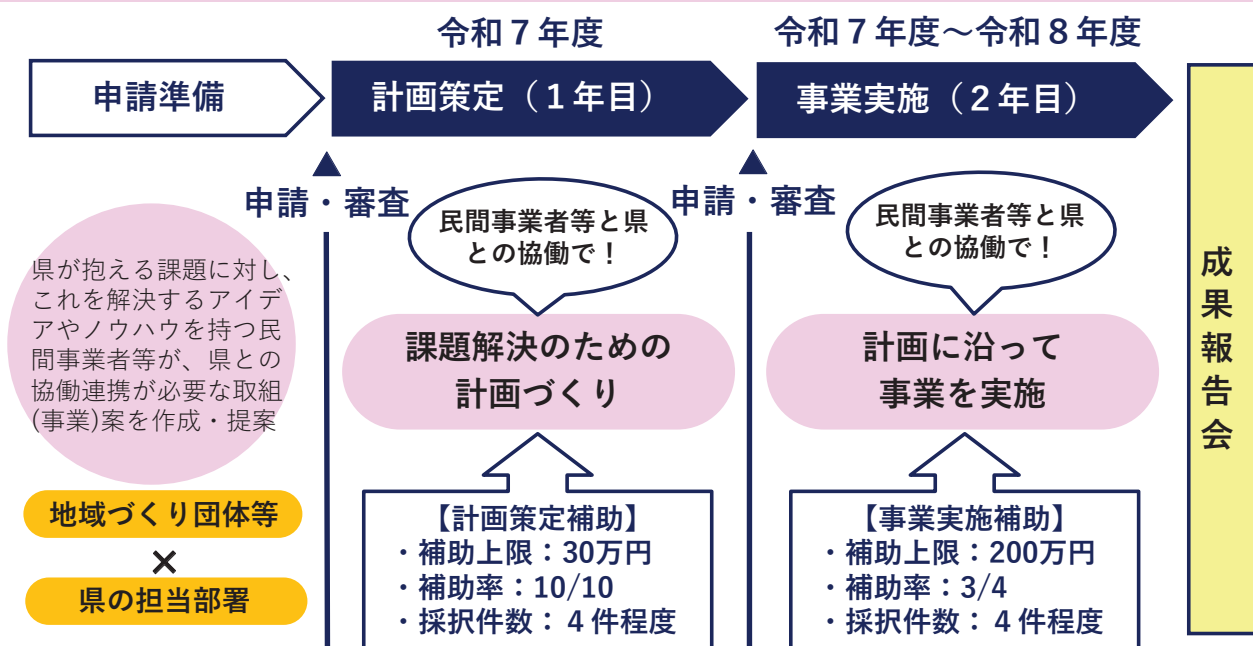


で検索

令和7年度 鳥取県公民連携推進事業補助金

多様化する地域課題を解決するため、公民連携により取り組む事業に対し、事業計画の立案から実施の各段階において必要な支援を行うことで、協働連携のモデル創出を目指します。

※本事業の実施は令和7年2月定例会における予算の成立を条件とします。



1 補助対象事業

地域課題を解決するため、公民連携により行うことが有効な事業。令和7年度に県の担当部署と一緒に課題解決のための計画を策定する取組（事業）案を募集します（計画策定）。

※事業実施は計画策定に採択された事業が対象です。

2 補助する取組

民間事業者等と県との協働により地域の課題解決のための計画を策定する取組

(1) 県課題提示型

県が提示する地域課題（テーマ）の解決に資する提案について募集します。

【令和7年度の事業募集テーマ】

- ア 家庭内介護を行う者への支援の仕組みの検討
- イ 雨天時でも子どもが遊び、子育て当事者同士が繋がることができる遊休施設等を活用した屋内コミュニティスペースの創設
- ウ 木育活動を行うインストラクター及び団体の育成

(2) 民間提案型

政策分野を問わず、本県の地域課題解決に資する提案について募集します。



3 補助対象者

地域課題解決のための計画策定及び事業実施を県と協働で行うことが可能な民間事業者等（企業、NPO法人、地域づくり団体、地縁団体等）

4 募集期間（計画策定補助）

○事前相談の申込：3月10日（月）から4月18日（金）まで

申請にあたっては、事前相談により決定した県の協働担当課（パートナーとなる課）が必要になります。県の協働担当課とマッチングし、申請内容等の事前相談の場を設けますので、まずはお早めにご相談ください！

○交付申請書の提出締切：5月30日（金）まで

【問合せ先】

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課
 住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎6階）
 電話 0857-26-7761 電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp
 ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoudo-sankaku/>

令和7年度鳥取県公民連携推進事業補助金 事前相談申込書

事前相談の申込期間：令和7年3月10日（月）～4月18日（金）

申請にあたっては、事前相談により決定した県の協働担当課（パートナーとなる課）が必要になります。県の協働担当課とマッチングし、申請内容等の事前相談の場を設けます。より効果的な事業内容に磨き上げる良い機会であり、内容が決まっていない段階での相談もできますので、まずはお早めにご相談ください！ご相談お待ちしております！

※4月18日以降も相談を受け付けますが、相談会の日程調整や協働担当課の選定に時間を要し、申請が困難となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

送付先

電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

団体名			
担当者名			
住所			
電話番号		ファクシミリ	
電子メール			
<p>【県課題提示型の場合】 事業募集テーマのうち該当するものにチェックして、提案概要を記載してください。</p>	<input type="checkbox"/> ア 家庭内介護を行う者への支援の仕組みの検討 <input type="checkbox"/> イ 雨天時でも子どもが遊び、子育て当事者同士が繋がることができる遊休施設等を活用した屋内コミュニティスペースの創設 <input type="checkbox"/> ウ 木育活動を行うインストラクター及び団体の育成 <p>[提案の概要]</p>		
<p>【民間提案型の場合】 申請をお考えの提案概要を記載してください。</p>	<p>[解決したい課題（テーマ）]</p> <p>[提案の概要]</p>		
相談内容			

ギフ鳥

— GifTori —

ふるさと納税による地域づくり団体応援制度

「ギフ鳥」は、ふるさと納税の仕組みを活用して、鳥取県内の地域づくり団体を応援していただく制度です。

制度の詳細はこちら！



- ・ふるさと納税の仕組みを活用して、地域づくり団体への寄附を集めることができます。
- ・寄附者が寄附申込みをする際に、支援したい団体を指定して寄附することができる制度です。 ※寄附を受けるためには事前に登録が必要です。

持続可能な地域づくり団体支援寄附金の仕組み

要件など詳しくは裏面ご参照ください！



③事業・活動報告

継続的に資金調達を行い
持続可能な地域づくりにつながる

②寄附額の80%を交付

※企業版ふるさと納税は100%を交付

①支援したい団体を指定して寄附



窓口
問合せ先

鳥取県 協働参画課 (鳥取市東町1-220)

電話：0857-26-7070 E-mail：kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

○制度の概要

- ・寄附者が鳥取県へのふるさと納税の寄附申込をする際に、支援したい団体を指定して寄附することができ、寄附者はふるさと納税による税控除を受けられます。
- ・個人による寄附は寄附額の80%、企業版ふるさと納税（県外企業のみ対象）は100%を交付します。
- ・支援の対象となるのは、要件を満たし事前に「寄附対象団体」として登録された団体に限ります。
- ・登録を希望する団体は、県へ団体登録申請書等を提出し、審査を受ける必要があります。
- ・寄附募集の方法は、次の2つのタイプから1つを選択していただきます。

区分	【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ	【タイプ2】 ガバメントクラウドファンディングタイプ
想定する団体 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着して活動する団体 ・活動・団体規模が小さい団体 ・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域や県外など広範囲で活動する団体 ・活動・団体規模が大きい団体 ・既存の寄附基盤が一定程度ある団体
対象となる事業	地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業	
対象となる団体	NPO法に掲げる20分野の活動その他社会貢献活動を行う非営利団体	
寄附募集期間	通年	協議により決定（原則3カ月間）
一団体あたりの目標金額	設定金額なし	設定金額1,000千円以上 All-in方式で実施 ※2
お礼の品の設定	なし （お礼状、実績報告書等をお礼の品とする）	鳥取県内で生産された商品等をお礼の品として活用可能 ※3

※1 あくまでも県が想定する団体であり、これに該当しなければ選択できないわけではありません

※2 目標金額を達成せずに終了した場合でも、集まった支援金を受け取れる方式です。
ただし、集まった金額に関わらず、募集の際に掲げた活動内容を実施する必要があります。

※3 必ずお礼の品を活用しなければならないわけではありません。

○寄附対象団体の登録要件

- ・寄附対象団体として登録を受けるには、以下の要件を満たしていることが必要です。

タイプ1の要件

<指定する地域づくり団体の要件>

○団体としての要件

- ・県内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること
- ・法人格の有無にかかわらず、定款、団体の規約等を備えていること
- ・直近3年以上の事業活動、決算・財務の情報を広く開示していること（団体の創設から3年を経過していない場合には創設の日以降）
- ・10名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること（「法人格を有する」「県から補助金の交付決定を受けた実績がある」「県から業務を受託した実績がある」「県から顕彰又は表彰された実績がある」のいずれかに該当する場合はこの限りではない）
- ・公的機関ではなく、また公的機関による出資等を受けていないこと
- ・NPO法20分野その他社会貢献を行う非営利活動団体であること
- ・NPO法人の場合は、NPO法で定めるところにより事業報告書を所轄庁に提出していること
- ・役員等が暴力団等構成員及び関係者等でないこと
- ・代表者が未成年の場合には、成人の会計責任者を置くこと

タイプ2の要件

- ・タイプ1の要件を満たしていること
- ・目標金額100万円を達成できる見込みのある団体であること

○活動についての要件

- ・公益性の高い活動を行っていること
具体的には次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること
(ア) 県の施策と整合する活動を行っていること
(イ) 県又は県内市町村との協働の実績を有すること
- ・県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること（「法人格を有する」「県から補助金の交付決定を受けた実績がある」「県から業務を受託した実績がある」「県から顕彰又は表彰された実績がある」「長期に渡る活動が見込める」のいずれかに該当する場合はこの限りではない）
- ・県内に在住し、活動する者が1名以上いること
- ・法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと
- ・活動の目的が、宗教、政治的なものでないこと

○寄附金の使途

- ・寄附金は以下のいずれにも該当する使途（使い道）に使っていただけます。
- ・寄附対象団体の活動等に賛同した寄附者からの寄附金を活用して行う本制度の趣旨に鑑み、寄附金の活用にあたっては寄附者に説明責任を果たすことができるよう努めてください。

- ・自主的、自発的に行う公益的な事業及びそれに伴う必要な経費（補助事業の自己負担部分を含む）であること
- ・NPO法20分野に関する活動その他社会貢献を行う活動に必要な経費であること

- ・県民の便益につながる事業に必要な経費であること
- ・構成員のみを対象とする事業への経費でないこと
- ・宗教的、政治的活動のための経費でないこと
- ・制度利用に係る登録を受けた日以降に要した経費であること

○寄附対象団体の応募方法等

募集期間：随時募集 ※応募から寄附募集開始までは、約2か月要します。

応募書類等詳細は、右の二次元コードからホームページでご確認ください。

